（様式第１-B）

飼養等許可申請書（許可の更新）

　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

　　年　　月　　日

北海道地方環境事務所長　殿

申請者の住所：〒

：

電話番号： 　　　　　　電子メールアドレス：　　　　　　　　　　　職業：

※太枠内（1～4、8、10）は、必ず記入又は該当する□にチェックしてください。

※それ以外の項目（5～7、9）は前回許可から変更がある場合にのみ記入又は該当する□にチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.申請の種類 | □許可の更新 |
| 2.前回許可 | 1)許可の有効期間 | 　　　　年　　月　　日まで | 2)許可番号 |
| 3.申請に係る特定外来生物 | 1)種類 |  セイヨウオオマルハナバチ（*Bombus terrestris*） |
| 2)飼養等をしようとする数量(単位) |  　　群 |
| 4.飼養等の目的 | □学術研究　／　□展示　／　□教育　／　□生業の維持□特定外来生物の指定の際現に国内で飼養等をしている個体の愛玩又は観賞□その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 5.特定飼養等施設 | 1)所在地 | （☐屋内、☐屋外） |
| 2)種類・規模 |  |
| 3)構造 |  |
| 6.主たる飼養等取扱者 | 1)飼養等取扱者　□申請者（個人の場合は家族を、法人の場合はその職員を含む。）□申請者以外（申請者以外の場合は2)～4)を記入） |
| 2)氏名（法人の場合は名称及び代表者の指名） |  | 4)職業 |  |
| 3)住所（法人の場合は主たる事業所の所在地） |
| 7.飼養等管理体制 | 1)施設の点検方法、点検頻度 |  |
| 2)飼養等が困難になった場合の措置際の対処方法 |  |
| 3)特定外来生物の運搬の有無 | □有り（運搬目的　　　　　　　　　　　　　　）　□無し（有りの場合は移動用施設の図及び写真も添付する） |
| 8.現在の飼養等の状況 | 飼養等をしている数量(単位)（現在飼養等していない場合は0と記入） | 　　　　群 |
| 9.添付資料 | □①施設の図面　　　　　　　　　　　　□②敷地内における施設の位置図□③施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図　　　　　□④施設の写真□⑤飼養等をする目的を説明する資料□⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 10.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明 | □　私 (法人の場合：当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。 |
| 11.備考 |  |
| 担当者連絡先（申請者以外に本申請に係る担当者がいる場合に記入） | 氏名 |  | 所属・役職 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  | 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

（記入上の注意事項）

　申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）を入れる。日付は申請日（提出日）を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

各事務所の管轄地域は、<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>　を参照

0.申請をする者

　法人の業務として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、メールアドレス、代表者の氏名並びに主たる事業を記入する。

1.申請の種類

　更新：飼養等許可の有効期間が終了する前に、更新のための許可申請を行う場合。なお、更新の際に、既に許可を受けた内容のうち、3.2)飼養等をしようとする数量、5.1)～3)特定飼養等施設の所在地、種類・規模、構造、6..主たる飼養等取扱者自体、7.1)～7.3)飼養等管理体制、9.添付資料を変更する場合は、申請の内容に含めることができる。

※次の場合は、許可内容変更の申請ではなく、様式3（住所等の変更届出）により変更事項を変更の日から30日以内に届け出ること。

・申請者の住所、氏名、職業及び連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先）に変更があった場合

・6.2)～4)主たる飼養等取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合

2.前回許可　　前回受けた許可について、1)許可の有効期間、2)許可番号を記入する。

3.申請に係る特定外来生物

1)種類：許可を受けている特定外来生物の種名（和名及び学名）を記入する。（例：チュウゴクモクズガニ（*Eriocheir sinensis*））

2)飼養等をしようとする数量：

飼養等施設（移動用施設を除く）内で同時に飼養等をする数量を記入し、移動用施設のみで飼養等をする場合は、許可期間内に輸入、購入又は野外捕獲等により増加させて飼養等をする数量（様式1-A補足に記入した数量）を記入する。

飼養等の目的と照合して必要な最小限の数量とし、記入した数量の範囲内で飼養等することを前提とする。特定外来生物に指定される以前から飼養等をしている個体を、愛がん・鑑賞目的で継続して飼養等をしようとする場合は、8.現在の飼養等の状況に記入した飼養等をしている数量とする。生業の維持の目的で飼養等をしようとする場合で、特定外来生物の譲渡し等を主たる業とする場合には、許可期間内に増加させて飼養等をする数量に係る補足資料を様式1-A補足により提出する。

単位は原則として個体数とするが、愛玩又は観賞の目的以外の目的であって、両生類以下の生物については、量を表す単位（「kg」等）や流通時に通常用いる単位（「箱」等）も可能とする。

4.飼養等の目的　　前回許可と同じ目的にチェックする。

5.特定飼養等施設（変更がある場合のみ記入）

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。申請者の住所と同じ場合は「申請者の住所と同じ」とすることも可。

2)種類・規模：特定飼養等施設の種類（「おり型施設等」、「擁壁式施設等」、「移動用施設」、「水槽型施設等」、「人工池沼型施設等」、「網いけす型施設」、「屋内栽培施設」又は「ほ場型施設」のいずれか）を記入し、その規模（長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等）を記入する。規模について欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

これらの添付書類として、9.添付資料の欄にチェックし、必要な書類を添付する。

6.主たる飼養等取扱者（変更がある場合のみ記入）

　実際に特定外来生物の飼養等に従事する者（主たる飼養等取扱者）が申請者（個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む）以外の場合は、2)～4)についても記入する。

申請者が法人であって、申請者たる法人以外の者が主たる飼養等取扱者となる場合は、申請者から主たる飼養等取扱者に特定外来生物の取扱いが委託等されていることを証する書類（委託契約書等）を添付する。

7.飼養等管理体制（変更がある場合のみ記入）

　1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

　2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後に法人の解散等のやむを得ない事情により飼養等をすることが困難になった場合の措置を記入する。

　3)特定外来生物の運搬の有無：特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、目的を記入し、移動用施設の図面及び写真を添付する。

8.現在の飼養等の状況

　現在飼養等をしている数量：申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がある場合は、その数量（卵の数を含む）を記入する。哺乳類･鳥類･爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数（愛玩又は観賞以外の目的であって、個体数で数えることが困難であれば重量の概数）を記入する。

9.添付資料（変更がある場合のみ記入）

　①～⑤について、前回許可時から変更がある場合には該当の書類にチェックする。また、その他添付する資料がある場合は、⑥に資料名を記入し、チェックする。チェックした全ての書類を添付する。

①施設の図面については、施設の規模・構造が分かるものを添付する。施設の写真に寸法を記入することでも代用可とする。給排水設備がある場合は、当該設備の状況が分かる図面及び写真も添付する。人工池沼型施設等で、周囲に柵等を設置する場合は、柵等の設置状況が分かる図面及び写真も添付する。

②敷地内における施設の位置図について、室内に設置する場合は建物内における施設の位置図を添付する。

③施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図については、住宅地図等を添付する。

④施設の写真については、施設の全体像及び設置状況が分かるものを添付する。施錠が求められる施設の場合は、施錠状況が分かる写真も添付する。

⑤飼養等をする目的を説明する資料については、特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領の五（１）に規定する資料を添付する。

10.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

　以下の①～③の全てに該当しないことを確認し、□にチェックする。

①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない

②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない

③申請者が法人である場合、その法人の役員のうちに、①②のいずれかに該当する者がいる

11.備考

　学術研究等の目的で一時的に特定外来生物の飼養等をしようとする場合など、飼養期間が一定の期間に限定される場合は、飼養等をしようとする期間を記入する。